



福島県への

移住 & 対象求人への就業で 移住支援金を支給します

単身世帯は60万円、2人以上の世帯は100万円支給！

移住支援金を受給するためには所定の要件を満たす必要があります。

申請を希望される方は下記及び裏面をご確認いただき、該当の可能性がある場合は、必ず、お早めに転入(予定の)市町村へご相談ください。

移住と対象求人への就業、両方の要件を満たす方が対象です。

<h3>移住 の要件</h3> <p>※①～③の要件を 全て満たすこと</p>	<p>①次のアまたはイのいずれかを満たしていること ア：住民票を移す直前に、連続して5年以上東京23区に在住していたこと イ：住民票を移す直前に、連続して5年以上東京圏(※)に在住し、かつ、 住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区へ 通勤していたこと (※)埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（条件不利地域を除く）</p> <p>②県内市町村(※)へ、当該市町村が本事業実施について公表した後に、 住民票の異動を伴い転入すること (※)移住支援金事業を実施しない市町村への転入の場合、支給対象にはなりません。</p> <p>③転入した市町村に5年以上継続して居住する意思があること</p>
<h3>対象求人 への就業 の要件</h3> <p>※①～③の要件を 全て満たすこと</p>	<p>①「Fターンサイト」(※1)または他の道府県における同様のマッチング サイトに移住支援金の対象として掲載された求人情報(※2)に応募し、 採用されること (※1)FターンサイトURL https://www.f-turn.jp (※2)Fターンサイトでの求人情報は、2019年7月から随時更新する予定です。</p> <p>②「Fターンサイト」または他の道府県における同様のマッチングサイトに、 当該求人情報が移住支援金の対象として掲載された日以降に応募すること</p> <p>③求人企業に5年以上継続して勤務する意思があること</p>



<h3>上記の要件を 全て満たす 場合</h3>	<p>転入時に単身世帯であれば60万円、2名以上の世帯であれば100万円を受給 できる可能性があります。</p> <p>※受給には、「継続して3か月以上就業後」かつ「転入後3か月以上1年 以内の期間」に、転入市町村へ申請する必要があります。</p>
----------------------------------	--

☆お問合せ先

【移住支援事業（移住支援金）に関すること】 福島県地域振興課 電話024-521-8023
 【Fターンサイトや移住支援金の対象求人に関すること】 福島県雇用労政課 電話024-521-7290

<転入先での起業をお考えの方へ>

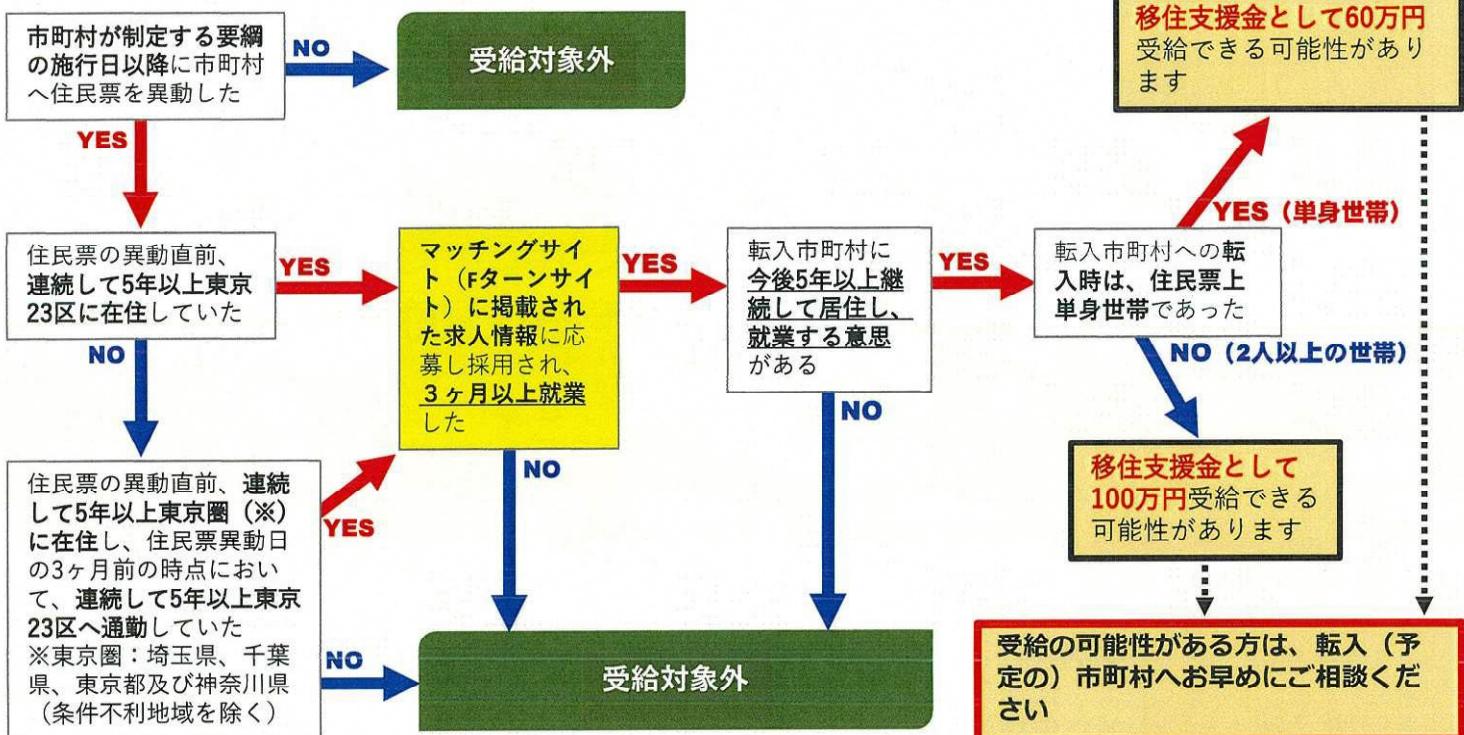
起業により福島県に移住される方には、上記の移住の要件を満たすほか、起業の取組が起業支援事業の公募で採択された場合、上記の移住支援金とは別に、**起業に要する経費の1/2相当額（最大200万円）を補助**します。採択には所定の要件があります。

☆お問合せ先

福島県産業創出課 電話024-521-7283

※下記のチェックフローは簡易版であり、受給対象者であることを保証するものではありません。

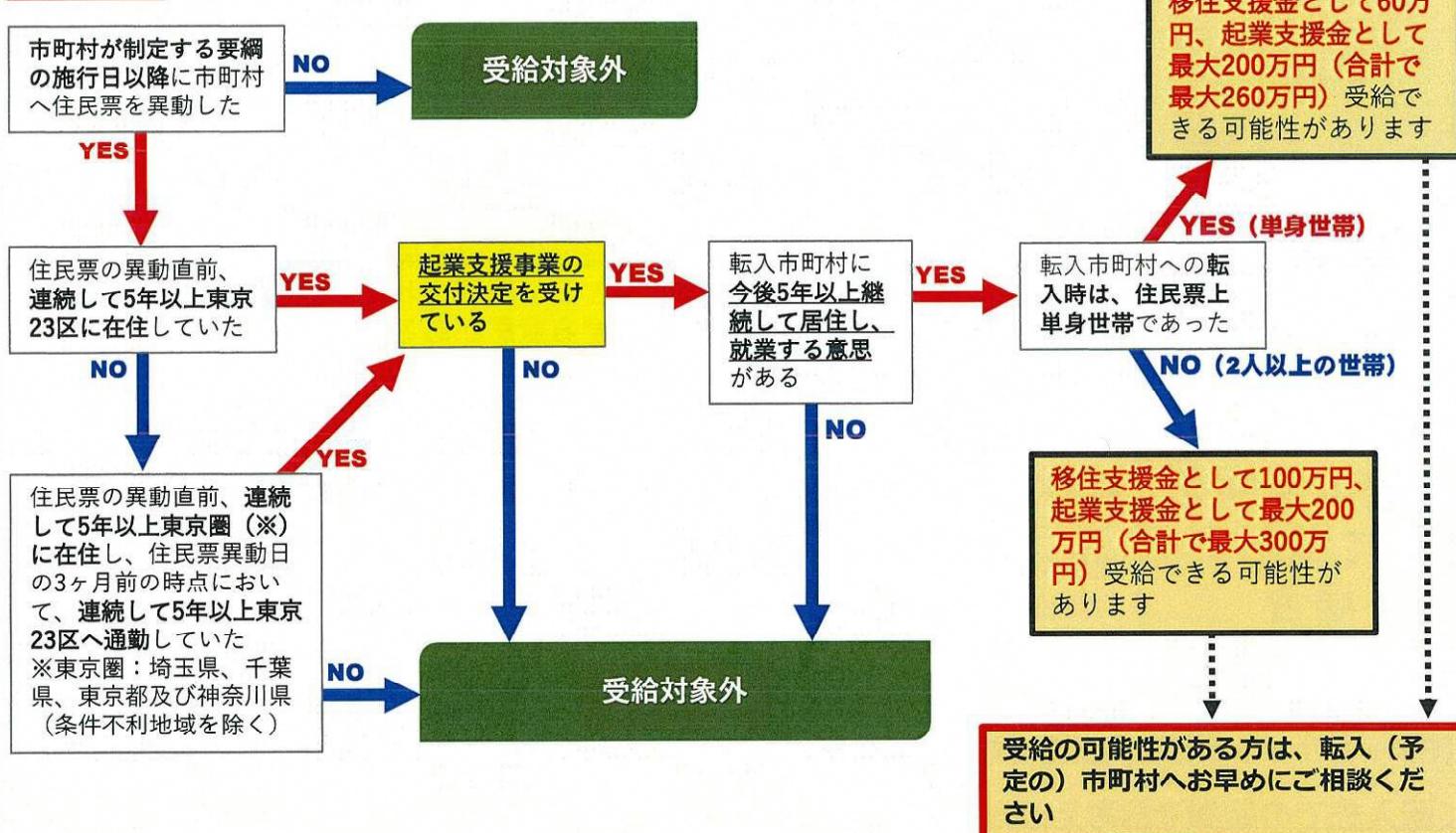
移住支援金受給対象者チェックフロー



注意事項

- ①継続して3ヶ月以上在職し、かつ、転入市町村への転入後3ヶ月以上1年内に申請する必要があります。
- ②移住支援金の申請日から3年未満の間に転入市町村から転出した場合または申請日から1年内に職を辞した場合は支給した額の全額を、申請日から3年以上5年以内に転入市町村から転出した場合は支給した額の半額を、それぞれ返還していただきます。

移住+起業支援金受給対象者チェックフロー



注意事項

- ①起業支援事業の交付決定日から1年内であって、転入市町村への転入後3ヶ月以上1年内に申請する必要があります。
- ②起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合は、支給した額の全額を返還していただきます。